

積丹町地域防災計画

地震・津波防災計画編

平成 26 年 1 2月

積丹町防災会議

もくじ

第1章 総則	1
第1節 計画作成の目的と性格.....	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の効果的促進	1
第4節 計画の基本方針	2
第5節 積丹町及びその周辺における地震、津波の発生状況	3
第2章 災害予防計画	14
第1節 町民の心構え	14
第2節 地震に強いまちづくり推進計画	17
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	23
第6節 相互応援（受援）体制整備計画	23
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画	23
第8節 避難体制整備計画	23
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	23
第10節 津波災害予防計画	24
第11節 火災予防計画	27
第12節 危険物等災害予防計画	29
第13節 建築物等災害予防計画	30
第14節 土砂災害の予防計画	31
第15節 液状化災害予防計画	32
第16節 積雪・寒冷対策計画	32
第17節 業務継続計画の策定	33
第18節 複合災害に関する計画	33
第19節 集落の孤立対策計画	33
第3章 災害応急対策計画	34
第1節 応急活動体制	34
第2節 地震、津波情報の伝達計画	36
第3節 災害情報収集・伝達計画	43
第4節 災害広報・情報提供計画	44
第5節 避難対策計画	44
第6節 救助救出計画	45
第7節 地震火災等対策計画	45
第8節 津波災害応急対策計画	47

第9節 災害警備計画	48
第10節 交通応急対策計画	48
第11節 輸送計画	48
第12節 ヘリコプター活用計画	48
第13節 食料供給計画	48
第14節 給水計画	48
第15節 衣料、生活必需物資供給計画	48
第16節 生活関連施設対策計画	49
第17節 医療救護計画	50
第18節 防疫計画	50
第19節 飼養動物対策計画	50
第20節 文教対策計画	50
第21節 住宅対策計画	50
第22節 被災建築物安全対策計画	51
第23節 被災宅地安全対策計画	53
第24節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	53
第25節 障害物除去計画	53
第26節 広域応援・受援計画	53
第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	53
第28節 防災ボランティアとの連携計画	53
第29節 集落の孤立対策計画	53
第30節 救助法の適用と実施	53
第4章 災害復旧・被災者援護計画	54

第1章 総則

第1節 計画作成の目的と性格

この計画は、基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び道計画に基づく町防災計画のうち、積丹町における地震・津波災害の防災対策に関する必要な体制確保と、防災に関する措置を定めることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、「町防災計画」の「地震・津波防災計画編」として、町防災会議が作成する。本計画に定められていない事項については、「町防災計画一般対策編」に準ずる。

第3節 計画の効果的促進

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1 減災

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2 自助、共助、公助

自助（住民が自らの安全を自らで守ること）、共助（住民等が地域において互いに助け合うこと）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

3 防災意識の向上

災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。

4 生活者の多様な視点を取り入れた防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第4節 計画の基本方針

この計画は、町及び北海道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行う。

第1 実施責任

1 積丹町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、積丹町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

北海道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び北海道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、北海道、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般対策編 第1章第6節「処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3 町民及び事業所の基本的責務

一般対策編 第1章第7節「町民及び事業所の基本的責務」を準用する。

第5節 積丹町及びその周辺における地震、津波の発生状況

第1 積丹町周辺の被害地震

過去に発生した積丹町周辺の被害地震は表次のとおりである。

■ 過去に発生した北海道日本海側の主な被害地震

発生年月日・地震災害名	地震規模 (マグニチュード)	被害状況
天保5年2月9日(1834) (石狩川河口付近)	6.4	石狩川河口付近を中心に被害 住家全壊23、半壊3
大正7年5月26日(1918) 留萌沖地震	5.8	留萌郡鬼鹿村に小被害
昭和15年8月2日(1940) 北海道北西沖地震	7.5	天塩、羽幌、苦前を中心に被害、津波 死者10、住家全壊26、半壊7
昭和58年5月26日(1983) 日本海中部地震	7.7	桧山特に奥尻に被害、大津波 死者4、負傷者24、住家全壊9、半壊12
平成5年7月12日(1993) 北海道南西沖地震	7.8	奥尻を中心に大被害、大津波 死者201、不明者28、負傷者323、住家全壊 601、半壊408

第2 被害地震の震央分布

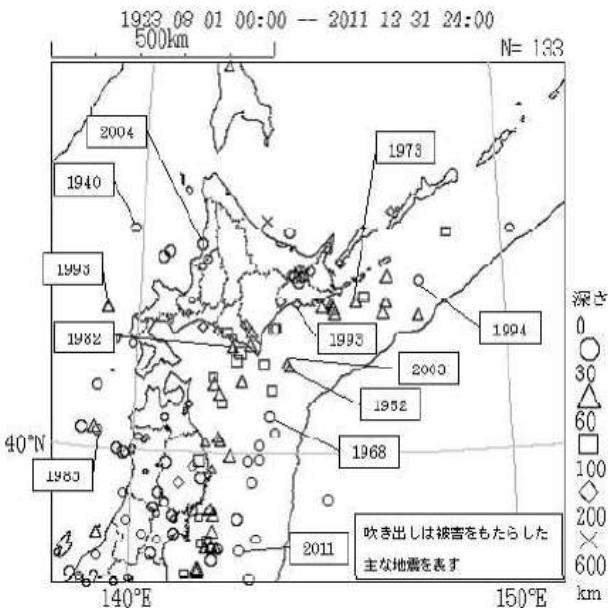
積丹半島以北の日本海には広く大陸棚が発達するが、積丹半島以南の渡島半島西側海域の大陸棚は狭い。大陸棚の西側には、海盆や海山がほぼ南北に配列して複雑な海底地形となっている。最も西側に忍路海山、海洋海山、奥尻島と連なる奥尻海嶺が分布し、さらに西側には日本海盆が広がる。1983年の日本海中部地震、1993年の北海道南西沖地震のような大地震の発生は、この海域にユーラシアプレートと北米プレートの境界があり、両プレートが押し合うことによるものとみられている。

北海道に被害をもたらした地震の震央分布は、下図のとおりであるが、このほかに、カムチャッカやチリの地震津波が被害をもたらしている。

日本海側は太平洋側に比べると被害地震の発生回数は少ないが、半数以上が津波に関係した被害である。特に、北海道南西沖地震では大津波と火災により、死者201名、行方不明者28名という大惨事となった。

後志管内における既往地震の最大震度は、1993年に発生した北海道南西沖地震による震度5(寿都、小樽)がもっと大きなものとなっている。

■ 北海道に被害をもたらした地震の震央分布（1923年8月1日～2011年）



※震源は気象庁の震源カタログが整備されている1923年8月1日以降とした。また、被害は
毎年表記より総務省消防庁によった。

第3 既往地震津波における最大津波高

本町の既往地震津波における最大波高は、1983年日本海中部地震による3.2mが最大となっている。

道内（総合）振興局別の沿岸市町村における最大波高は下表のとおりである。道内これまでの最大波高は、1993年北海道南西沖地震による奥尻町の30.6mである。このほか、1933年三陸沖地震による、えりも町の14.2mや、1952年十勝沖地震による釧路町の6.5m等がある。

また、津波堆積物調査により、北海道太平洋沿岸（十勝～根室）において約500年間隔で発生する巨大地震（以下「500年間隔地震」という。）が明らかにされた。500年間隔地震は、津波の最大波高が10～15m、海岸から2～3km以上に及ぶ広範な陸域まで津波が押し寄せた痕跡が確認されている。直近のものは、17世紀初頭の発生であり、過去約6,500年間に10数回の発生が確認されている。最近の研究では、道東沿岸部において過去に大きな津波のあった痕跡が発見されている。なお、2011年の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）(M9.0)の最大波高は、豊頃町の4.3mである。

■ (総合) 振興局別津波最大波高 (単位m)

日本海側			
(総合) 振興局	1940年 積丹半島沖 M7.5	1983年 日本海中部 M7.7	1993年 北海道南西沖 M7.8
渡 島	松前町 1.5	松前町 2.0	松前町 1.6*
桧 山	奥尻町 1.0	奥尻町 4.6	奥尻町 21.5
後 志	積丹町 2.7	積丹町 3.2 神恵内村 1.0	島牧村 7.5
石 狩	浜益町 1.5		
留 萌	留萌市 2.0 天塩町 2.0		羽幌町 1.0
宗 谷	利尻町 3.0		利尻富士町 1.2

(注1) 地震及び津波に関する観測データは、すべて気象庁による。

(注2) 「最大波高」とは、現地調査による痕跡高または遡上高を示す。ただし*を付した値は、検潮波形から気象庁が読み取った「津波の最大の高さ」である。

第6節 積丹町における地震の想定

第1 基本的な考え方

本町周辺の地震は、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。

なお、北海道において被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究等から、太平洋側では、北海道東部及び日高中部（浦河沖を含む）、日本海側では、石狩、留萌沖及び後志沖、内陸では、釧路北部など広範囲において考えられる。

このうち、平成16年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、北海道太平洋側の自治体においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」に対応した防災対策の推進が求められている。

町においては、後志周辺地域の地震について整理を行う。

1 日本海東縁部(T7～T10)

※Tで示された数字は、7ページの図にある位置を示している。

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

(1) 北海道南西沖(T7)

北海道南西沖では、1993年にM7.8の地震が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

(2) 積丹半島沖(T8)

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

(3) 留萌沖(T9)

留萌沖では、1947年にM7.0の地震が起きている。また、1792年後志の津波(M7.1)もこの地域で発生した可能性が大きいと考えられ、M7クラスの地震が発生する領域とみられている。

(4) 北海道北西沖(T10)

北海道北西沖は、歴史地震などの記録はない。具体的な地域の特定が難しいが、利尻トラフの地震性堆積物（タービダイト）の解析から3,900年程度の間隔で発生すると想定されている。直近の発生は2100年程度前とされ、M7.8程度の地震が発生すると考えられている。

■ 海溝型地震の長期評価（平成 25 年 1 月 1 日現在）

地震名	地震規模 (マグニチ ュード)	地震発生確率			平均 発生間隔	最新 発生時期
		10 年以内	30 年以内	50 年以内		
北海道北西沖 の地震	7.8 程度	0.002～ 0.04%	0.006～ 0.1%	0.01～ 0.2%	3,900 年程 度	約 2100 年前
北海道西方沖 の地震	7.5 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1,400 年～ 3900 年程度	72.4 年前
北海道南西沖 の地震	7.8 前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500 年～ 1,400 年程 度	14.5 年前

2 本町周辺の内陸型地震

(1) 活断層帯

本町周辺の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているのは、以下の活断層帯である。M7 以上のいづれも浅い（20km 以浅）逆断層型の地震が想定される。

ア 石狩低地東縁断層帯主部(N1)

石狩低地東縁断層帯主部は、美唄市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体として M7.9 程度の地震が想定され、30 年以内の地震発生確率はほぼ 0% とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

イ 黒松内低地断層帯(N3)

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町、長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体として M7.3 程度以上の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 5% で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

ウ 当別断層(N4)

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体として M7.0 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 2% で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

エ 増毛山地東縁断層帯(N6)

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30 年以内の地震発生確率は最大 0.6% で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

オ 石狩低地東縁断層帯南部(N10)

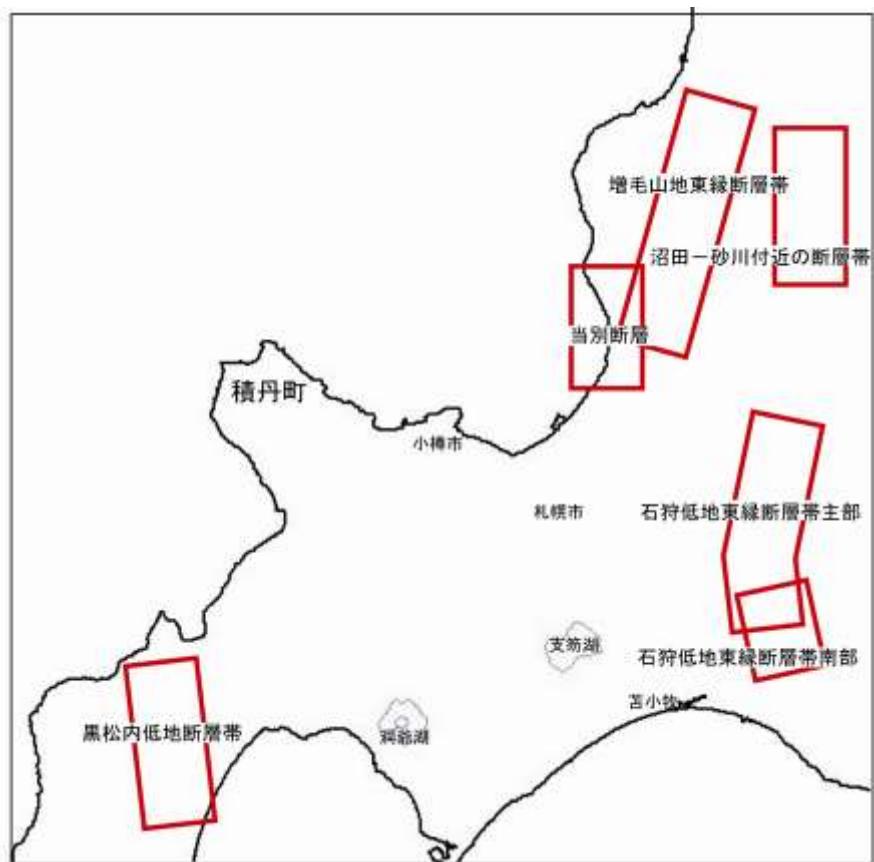
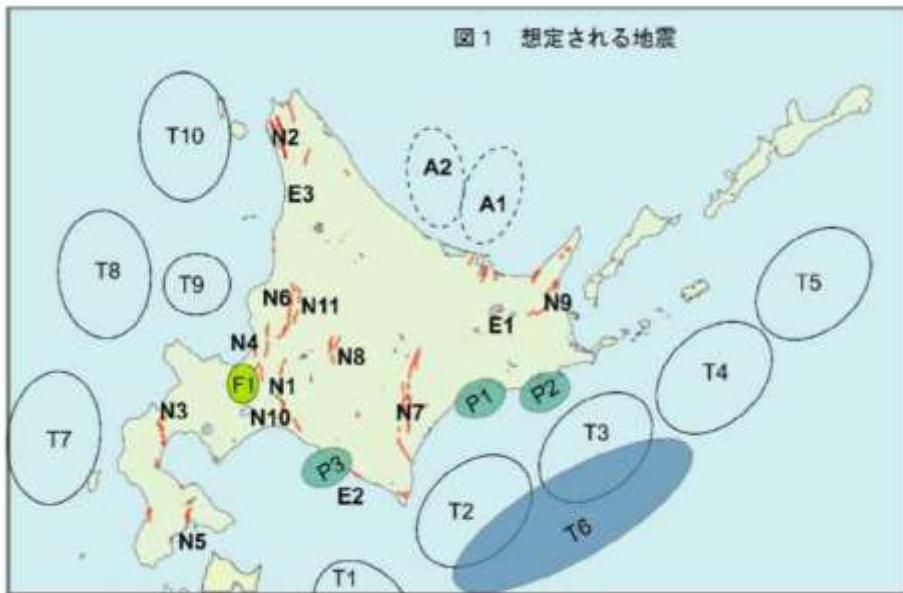
石狩低地東縁断層帯南部は、千歳市から厚真町を経て日高町の沖合にかけて伏在する東傾斜逆断層で、M7.7 程度以上の地震が想定されている。最新活動期は不明である。

カ 沼田-砂川付近の断層帯(N11)

沼田-砂川付近の断層帯は、沼田町から滝川市・砂川市にかけて分布すると推定されているものである。存在するとすれば、東側隆起の逆断層で M7.5 程度の地震を起こすと考えられている。最新活動期は不明である。

(2) 札幌市直下の伏在断層(F1)

札幌市直下については、分布する背斜構造に関連して3つの伏在活断層が想定されている（札幌市地震被害想定委員会）。いずれも東傾斜の逆断層であり、それぞれ野幌丘陵断層帯 M7.5、月寒断層 M7.3、西札幌断層 M6.7 の地震が想定されている。



■ 積丹町周辺の主な活断層の長期評価（平成 25 年 1 月 1 日現在）

主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔	最新活動時期
		30 年以内	50 年以内	100 年以内		
黒松内低地断層帶	7.3 程度以上	2~5%	3~9%	7~20%	3,600 年～5,000 年程度以上	約 5,900 年前～4,900 年前
石狩低地東縁断層帶(主部)	7.9 程度	0.05～6% 若しくはそれ以下	0.09～10% 若しくはそれ以下	0.2～20% 若しくはそれ以下	約 3,300 年～6,600 年	約 5,200 年前～3,300 年前若しくはそれ以後
同(南部)	7.1 程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
当別断層	7.0 程度	ほぼ 0～2%	ほぼ 0～4%	ほぼ 0～8%	7,500 年～15,000 年程度	約 11,000 年前～2,200 年前
増毛山地東縁断層帶・沼田～砂川付近の断層帶(増毛山地東縁断層帶)	7.8 程度	0.6% 以下	1% 以下	2% 以下	5,000 年程度以	不明
同(沼田～砂川付近の断層帶)	7.5 程度	不明	不明	不明	不明	不明

出典：道計画 地震・津波防災計画編

第 2 想定地震

実情を踏まえ、道計画地震防災計画編において想定する地震は、北海道東部地震等 6 つの地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る 5 つの地震とし、このうち北海道東部地震等 6 つの地震については平成 2 年度に震央位置及び規模を設定して被災危険度を算定している。

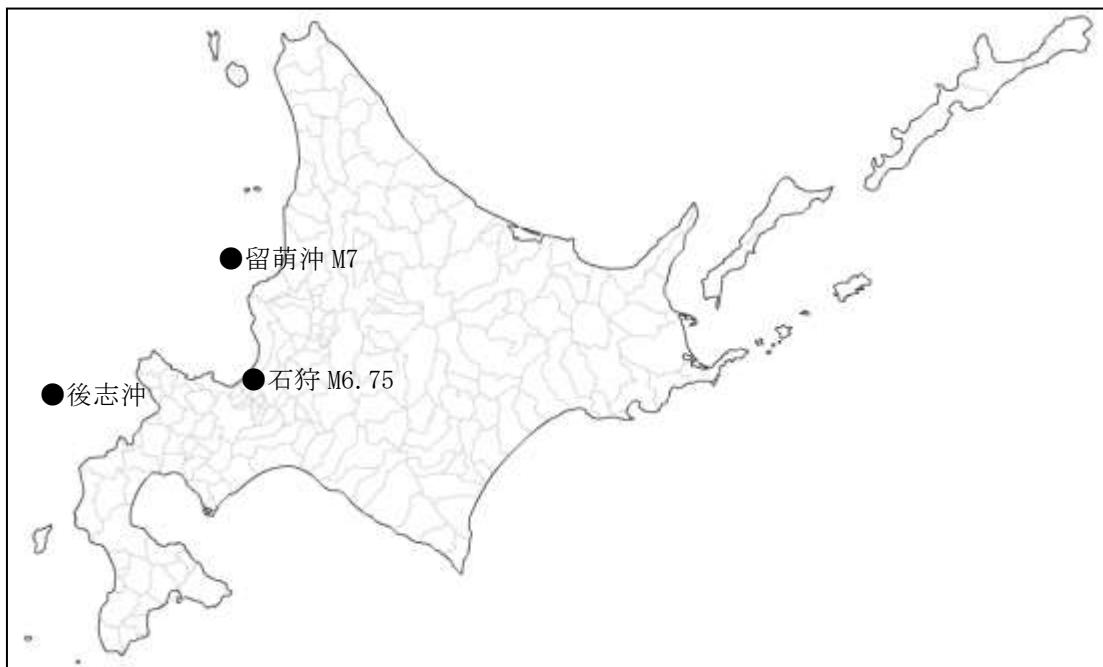
なお、各地域における地震の震度及び被災危険度の想定分布図は、別添【参考図表】のとおりである。

本計画においては、このうち本町に影響が大きいと考えられる以下の 3 地震を対象に、地震想定内容を整理する。

■ 想定地震の位置及び規模

地域名	位 置	規 模
後志沖	北緯 43 度 東経 139 度	M7.75
石狩	北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M6.75
留萌沖	北緯 44 度 東経 141 度	M7.00

■ 想定地震の震央位置



出典：道計画 地震防災計画編

1 後志沖地震

この地震は、M7.75 と大きいが、はるか沖合いに震源を想定していることから、震度分布は参考図 1 に示すように、震度 6 となるのはせたな町周辺の海岸沿いの町村である。次いで震度 5 の地域が積丹半島から渡島半島にかけて広がる。震度 3 以上の範囲は広く、道東を除く北海道の全域に広がっている。

想定した被災危険度分布を参考図 4 に示す。1 次被害はせたな町を中心とした地域での危険度が高い。二次被害については、札幌市、室蘭市、函館市での危険度も高くなっているのが特徴である。

2 石狩地震

この地震は、M6.75 と規模は小さいが、大都市札幌圏を直撃する地震として特に重要な地震である。震度分布を参考図 2 に示す。札幌市、小樽市、石狩市と石狩湾を取り囲む地域で震度 6 となっている。

想定した被災危険度分布を参考図 5 に示す。マグニチュードが余り大きくないため、危険度の高い地域は札幌市付近に限定されている。各被災項目とも札幌市、小樽市、石狩市、当別町等の市町での危険度が特に高く、さらに詳細な検討が必要である。

3 留萌沖地震

この地震の想定震度分布を参考図 3 に示す。この地震は M7 でかつ震源が沖合いであるため、震度 6 の地域は増毛町のみである。羽幌町から石狩市にかけての沿岸の地域が震度 5 となる。札幌市の震度は 4 である。

想定した被災危険度分布を参考図 6 に示す。1 次被害については留萌を中心に危険度が高くなっているが、2 次、3 次被害では札幌市の方が高くなっているのが特徴である。

■ 北海道における建物被害の予測

	建築物被害					
	木造		非木造		総計	
	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数	全壊棟数	全半壊棟数
後志沖地震	0	0	0	0	0	0
石狩地震	421	5,685	54	622	475	6,307
留萌沖地震	0	1	0	0	0	1

出典：北海道耐震改修促進計画（平成 18 年 12 月）

第3 想定地震津波（日本海沿岸）

1 基本的な考え方

北海道は、1993 年の北海道南西沖地震など津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。このため、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

北海道日本海沿岸に影響を及ぼす地震津波の想定として、地震調査研究推進本部で検討されたモデルや新たな想定地震の設定により、6 つの想定地震を設定し、津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況を予測するとともに、この結果に基づき被害想定計算を行っている。

（平成 21 年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務（北海道日本海沿岸）、北海道総務部危機対策局防災消防課）

なお、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積物調査などの科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行うなど、想定の見直しに取り組んでいる。

※想定の見直しが発表され次第、以下の想定内容を修正する予定である。

2 想定する地震津波

(1) 北海道北西沖（沿岸側）の地震

稚内市～初山別村及び積丹町、利尻町の海岸で津波水位が 5 m を超える場所もある。礼文島、利尻島、天売島、焼尻島は波源域に位置することから、地震発生直後津波が到達する。羽幌町以北でも地震発生後 20 分以内に初期水位から 1m 以上の水位上昇が生じる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には 80～290 人、構造物の効果がない場合には 110～340 人の死者が発生し、特に稚内市、羽幌町で被害が大きい。

建物被害は、全体で 700 棟弱～800 棟強の全壊が生じ、特に稚内市では 400 棟弱～450 棟強の全壊被害が発生する。

(2) 北海道北西沖（沖側）の地震

礼文島の西海岸で 10m を超える津波が到達するほか、津波水位が礼文島全海岸、利尻島、増毛町で 5m を超え、石狩市以北で 3m 以上になる。1m 以上の水位上昇が生じる時間は、最も早い礼文島で 30 分前後となる。

人的被害は、避難意識が低い場合で、構造物の効果がある場合には 60～220 人、構造物の効果がない場合には 90～270 人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、礼文町で被害が大きい。建物被害は、構造物の効果がある場合には 900 棟強の全壊が発生し、特に礼文町では 400 棟を超える全壊が発生する。構造物の効果がない場合では、稚内市で 300 棟強の全壊が発生し、全体では 1,300 棟強の全壊が発生する。

(3) 留萌沖の地震

石狩市、増毛町、積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、留萌振興局の海岸で早く、天売島、増毛町、古平町、積丹町、神恵内村で20分以内に生じる。

人的被害は、夏の昼間で130～147人、冬の夜間で9～13人の死者が発生し、特に石狩市、小樽市、余市町で被害が大きい。建物被害は、20棟前後の全壊被害が発生し、増毛町、石狩市及び小樽市で被害の割合が高い。

(4) 神威岬沖の地震

積丹町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い後志総合振興局、檜山振興局の海岸で早く、神恵内村～せたな町及び奥尻島北部で20分以内に生じる。

人的被害は、避難意識が低く、夏の昼間の場合には20人強、それ以外の場合には数人の被害が発生する。建物被害は、羽幌町、苦前町で全壊被害の発生が予測されるが、他の市町村では半壊以下の被害の発生となる。

(5) 北海道南西沖地震

奥尻島の南西海岸及びせたな町で10mを超える津波が到達するほか、津波水位が八雲町～寿都町の海岸で5mを超え、上ノ国町～積丹町で3m以上になる。1m以上の水位上昇が生じる時間は、奥尻島及びせたな町で10分以内、松前町～神恵内村で20分以内となる。

人的被害は、構造物の効果がある場合でも、住民の避難意識が低い場合には、170～360人の死者が発生する。特に、せたな町では約90人の死者が発生する場合もある。構造物の効果がない場合には、320～470人の死者が発生すると予測される。建物被害は、構造物の効果がある場合には全体で900棟強、構造物の効果がない場合には全体で1,700棟強の全壊が生じ、特に島牧村、せたな町及び奥尻町での被害大きい。

(6) 青森県西方沖の地震

上ノ国町で津波水位が5mを超えるほか、せたな町～松前町の海岸で津波水位が3mを超える場所がある。1m以上の水位上昇が生じる時間は波源に近い檜山振興局、渡島総合振興局の海岸で早く、奥尻島及び松前町で10分以内、せたな町以南で20分以内となる。

人的被害は、避難意識が低い場合、20～100人の死者が発生し、特に乙部町、江差町、松前町で被害が大きい。建物被害は、全体で90～140棟の全壊が生じると予測され、特に奥尻町、松前町での被害が大きい。

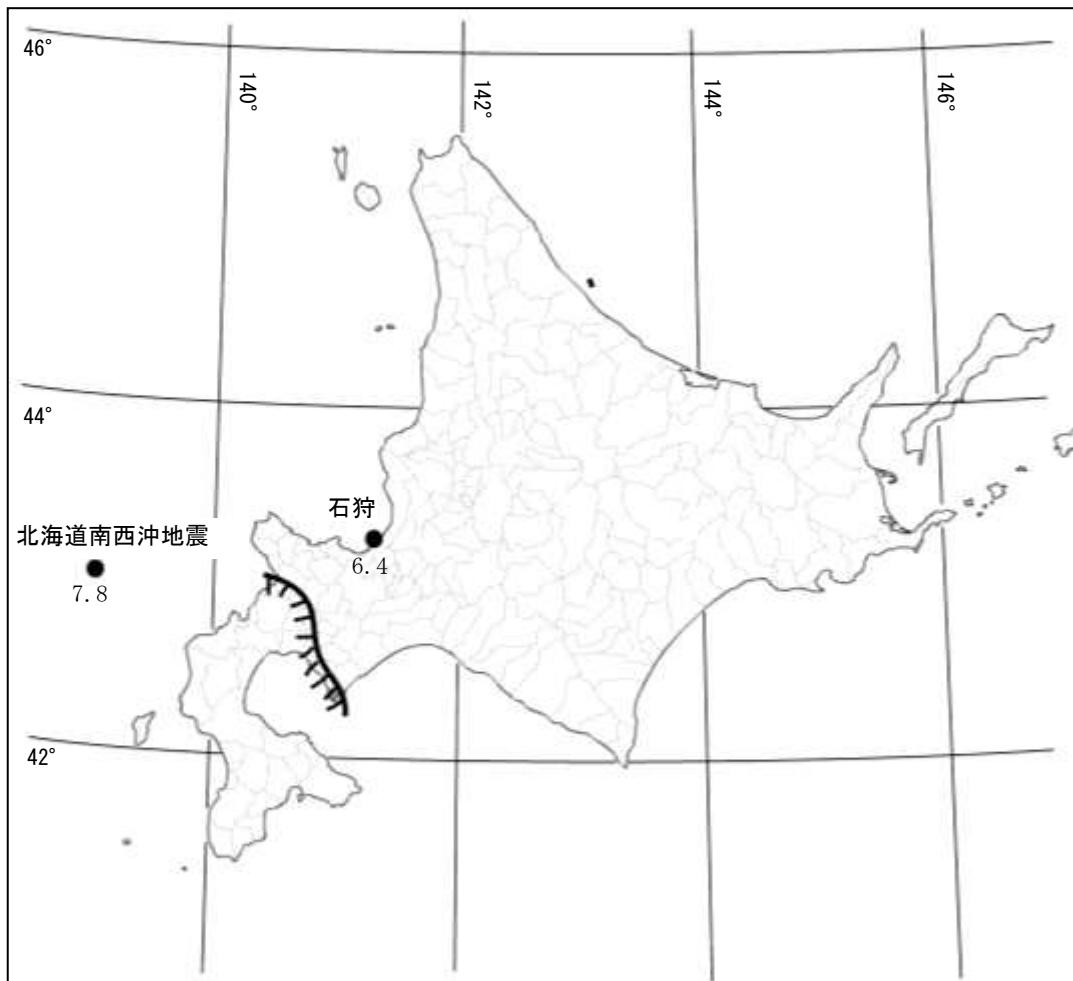
3 津波の水位等予測

	最大遡上高 (m)	第1波到達時間 (分)		
		北海道北西沖 (沖側)	北海道北西沖 (沿岸側)	留萌沖
美國漁港	3.1m 北海道北西沖 (沿岸側)	37	37	15
幌武意漁港	4.5m 留萌沖	33	35	10
入舸漁港	3.4m 北海道北西沖 (沖側)	33	36	10
野塚漁港	4.6m 北海道北西沖 (沿岸側)	35	38	11
余別漁港 (来岸)	3.9m 北海道北西沖 (沿岸側)	33	38	10
余別漁港	2.9m 北海道北西沖 (沿岸側)	32	38	10
神岬漁港	2.7m 北海道北西沖 (沖側)	33	40	12

4 地盤液状化予測

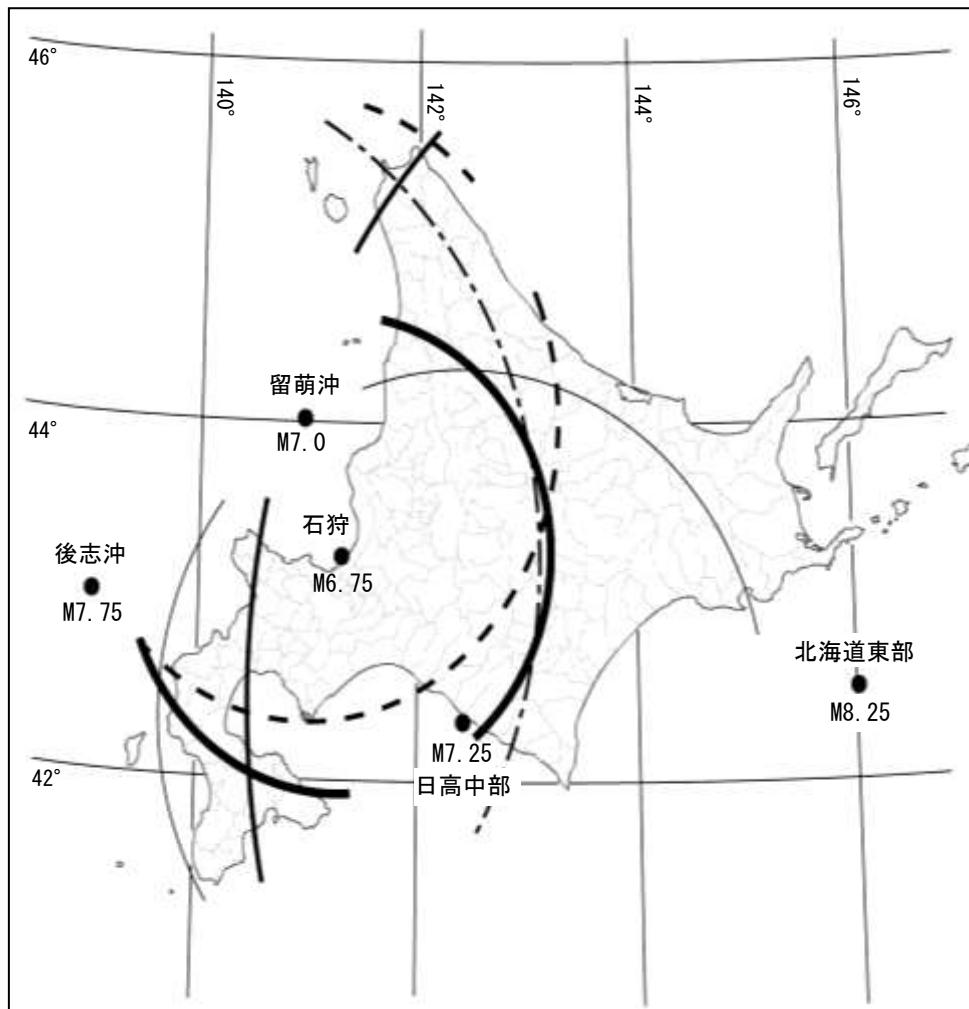
北海道において、平成6年度に「北海道における地震災害の地域特性を把握するための基礎的な調査研究」による想定地震を基にして作成された北海道地盤液状化予測地質図は次のとおりである。

■ 過去の地震ごとの液状化発生範囲



範囲	発生年月日	地震名（地域）	規模
	1834. 2. 9	(石狩)	M6.4
	1993. 7. 12	1993年 北海道南西沖地震	M7.8

■ 想定地震による液状化予想範囲（最大）



予想範囲・震源	震源地域名	震源位置	規模
- - - - -	後志沖	北緯 43 度 東経 139 度	M7.75
— — — — —	石 獅	北緯 43.25 度 東経 141.25 度	M6.75
- - - - -	留萌沖	北緯 44 度 東経 141 度	M7.00
— — — — —	日高中部	北緯 42.25 度 東経 142.5 度	M7.25
— — — — —	北海道東部	北緯 42.5 度 東経 146 度	M8.25

第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努める。

第1節 町民の心構え

第1 目的

地震・津波発生時における町民の心構えに関する事項を定め、地震・津波災害に対する心構えについて総合的な推進を図る。

第2 基本方針

町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家族又は職場等において個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

第3 家庭における措置

1 平常時の心得

- (ア) 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。
- (イ) がけ崩れ、津波に注意すること。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をすること。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をすること。
- (カ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加すること。
- (ク) 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。

2 地震発生時の心得

- (ア) まずわが身の安全を図ること。特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- (イ) すばやく火の始末をすること。
- (ウ) 火が出たらまず消火すること。
- (エ) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保すること。
- (オ) 狹い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らないこと。
- (カ) 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意すること。
- (キ) 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- (ク) みんなが協力し合って、応急救護を行うこと。
- (ケ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされないこと。
- (コ) 秩序を守り、衛生に注意すること。

第4 職場における措置

1 平常時の心得

- (ア) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- (イ) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (ウ) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (エ) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 地震発生時の心得

- (ア) すばやく火の始末をすること。
- (イ) 職場の消防計画に基づき行動すること。
- (ウ) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- (エ) 正確な情報を入手すること。
- (オ) 近くの職場同志で協力し合うこと。
- (カ) エレベーターの使用は避けること。
- (キ) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第5 集客施設でとるべき措置

- (ア) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (イ) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (ウ) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

第6 街など屋外でとるべき措置

- (ア) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (イ) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること

第7 運転者のとるべき措置

1 走行中のとき

- (ア) 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- (イ) 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- (ウ) 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (エ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより

交通が混乱するので、避難のため車を使用しないこと。

第8 津波に対する心得

1 一般住民

- (ア) 強い揺れ又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自
主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (イ) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想
定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (エ) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合
によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や
遠地津波の発生の可能性がある。
- (カ) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一
定の限界がある。
- (キ) 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- (ク) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難す
るのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (ケ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (コ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (サ) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで気をゆるめない。

2 船舶関係者

- (ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間
ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（※1、※2）に避難する。
- (イ) 揺れを感じなくても、津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外（※1、※
2）に避難する。
- (ウ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (エ) 港外（※2）避難できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置
をとる。
- (オ) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報解除まで警戒をゆるめず、海
浜等に近づかない。

※1 港外：水深の深い、広い海域

※2 港外退避、小型船の引き揚げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第2節 地震に強いまちづくり推進計画

第1 目的

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関係施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりの推進を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

第2 基本方針

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地となる公園など骨格的な防災施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備等により、地震に強いまちづくりに努める。

また、地震発生により、道路が封鎖され地域が孤立するなどの状況が想定される地域については、空路、海路による非常時の迂回ルートをあらかじめ想定した対策を講ずるなど、地域の現状に合わせた防災対策を検討する。

第3 建築物の安全化

1 耐震改修促進計画

町は、既存建築物の耐震化を計画的に推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、耐震改修促進計画の速やかな作成に努める。

また、耐震改修促進計画において、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定し、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策の推進に努める。

2 耐震診断

町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上に努める。

また、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、道と協力し、建築基準法等の遵守の指導等に努める。

3 応急対策上重要な施設

町及び防災関係機関の施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に努める。特に学校施設の耐震化については、できるだけ早い時期に完了させ、施設の耐震性の向上を図る。

4 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化

町、防災関係機関及び施設管理者は、天井の脱落防止等の落下物対策及びブロック塀等の安全化、家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策の推進に努める。

第4 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

第5 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐震設計やネットワークの充実に努めるとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化などして、耐災害性の強化に努める。

第6 ライフライン施設等の機能の確保

1 主要設備の耐震化等

町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン施設及び営農飲食用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、医療機関等の重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める。

2 共同溝、電線共同溝等の整備

町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

3 データのバックアップ対策

町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

第7 復旧対策基地の整備

町は北海道との連携により、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる広域防災公園の整備に努める。

第8 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止する対策等の推進に努めるほか、大規模開発に当たっては充分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及に努める。

第9 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

第10 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を、迅速かつ円滑に行うために必要な備えに努める。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、周辺住民の理解を得て、災害対策車両やヘリコプター等が充分活動できるグラウンド・公園等の確保に努める。

第11 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、北海道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備に努める。

1 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設、共同溝等
- ⑥ 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強

- ⑦ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ⑧ 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設のうち地震防災上必要なもの
- ⑨ 地域防災拠点施設
- ⑩ 地域情報化システム施設、設備
- ⑪ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- ⑫ 非常用食糧、救助用資機材等備蓄倉庫
- ⑬ 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- ⑭ 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第12 津波に強いまちづくり

- (ア) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とするが、地域それぞれの実情を踏まえ、車による避難のルールづくりを促進しつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (イ) 町は道、国と協力し、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (ウ) 町及び道は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るとともに、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- (エ) 町及び国、道は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

第3節 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発

第1 目的

地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関わる事項を定め、防災知識の普及・啓発に関わる総合的な推進を図る。

第2 基本方針

大規模地震の発生に伴う津波災害、水害を予防するため、津波による被害に関する知識や避難方法等に関する情報を提供し、町民に対する意識の啓発と普及に努める。

地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に充分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に充分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

第3 防災知識の普及・啓発

1 防災知識の普及・啓発の徹底

町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ① 地震・津波に対する心得
- ② 地震・津波に関する一般知識
- ③ 非常用食糧、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- ④ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- ⑤ 災害情報の正確な入手方法
- ⑥ 出火の防止及び初期消火の心得
- ⑦ 外出時、他市町村においてのビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- ⑧ 自動車運転時の心得
- ⑨ 救助・救護に関する事項
- ⑩ 避難場所及び避難方法等避難対策に関する事項
- ⑪ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ⑫ 高齢者、障がい者など要配慮者への配慮
- ⑬ 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ① テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- ② 広報誌（紙）、広報車両の利用
- ③ 映画、スライド、ビデオ等による普及

- ④ パンフレットの配布
- ⑤ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 緊急地震速報

町及び防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

第4 学校等教育関係機関における防災思想の普及

1 防災知識の向上等

学校においては、児童、生徒等に対し、地震・津波の現象、災害予防知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 研修機会の充実

児童、生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

3 地震防災教育の内容

地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童、生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。

4 防災知識の普及

社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第4節 防災訓練計画

第1 目的

各種災害時における町民の生命及び財産、生活を守るため、防災訓練に関する事項を定め、防災訓練の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第3 訓練実施機関

訓練は、町長、指定地方行政機関の長、知事並びに防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成する。

さらに、他の災害予防責任者及び防災関係機関とも共同するなど、協力支援を得て実施する。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第4 訓練の種別

訓練実施機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練の実施に努める。

1 各種防災訓練

- ① 情報通信訓練
- ② 広報訓練
- ③ 指揮統制訓練
- ④ 火災防御訓練
- ⑤ 緊急輸送訓練
- ⑥ 公共施設復旧訓練
- ⑦ ガス漏洩事故処理訓練
- ⑧ 避難訓練
- ⑨ 救出救護訓練
- ⑩ 警備・交通規制訓練
- ⑪ 炊き出し、給水訓練
- ⑫ 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- ⑬ 災害偵察訓練等

第5 北海道防災会議の行う訓練

町は、道防災会議が別に定める要領により実施する訓練の参加に努める。

第6 相互応援協定に基づく訓練

町は協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第7 民間団体等の連携

町は、防災の日や防災週間等を考慮しつつ、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練の実施に努める。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施する。

第8 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練にシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

一般対策編 第5章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6節 相互応援（受援）体制整備計画

一般対策編 第5章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

一般対策編 第5章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8節 避難体制整備計画

一般対策編 第5章第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

一般対策編 第5章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10節 津波災害予防計画

第1 目的

地震発生時における津波災害の予防及び拡大防止に関する事項を定め、津波災害の予防及び拡大防止に関する総合的な推進を図る。

第2 基本方針

津波災害の予防については、津波そのものの発生を防ぐことは困難であることから、津波による被災を最小限に留める減災対策を中心に、平時における取組や、より安全な場所への迅速な避難を行うための情報伝達、避難誘導に留意した対策を講じ、津波災害からの安全確保に努める。

第3 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- ① 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (ア) 最大クラスの津波に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、そのための町民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。
- (イ) 比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第4 現況

積丹町の近隣では、過去に日本海南西部沿岸を中心に津波による被害を受けており、近年においても、昭和58年の日本海中部地震津波及び平成5年の北海道南西沖地震津波では、多大な被害を受けている。

第5 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防ぎよすることは極めて困難なことであるが、町は、緊急避難場所・経路、町民への情報伝達手段の整備を図るとともに、町民が迅速な避難行動をとれるよう日頃から津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 津波等災害予防施設の整備

(1) 河川対策

町は北海道に対し、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、次の事業による防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業の実施を要請する。

- ① 国土交通省所管 低地対策河川事業
- ② 農林水産省所管 海岸保全施設整備事業
- ③ 国土交通省所管 海岸保全施設整備事業

(2) 漁港対策

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

① 農林水産省所管 水産基盤整備事業

2 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

町への津波警報等の伝達は、札幌管区気象台等の関係機関により迅速に行われ、特に、休日、夜間、休憩時等における津波警報等の確実な伝達には、要員確保等の防災体制強化が求められる。

また、北海道から町に対し、基幹通信網である北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線網及び衛星系通信システム）や、津波警報等緊急伝達システムを介し、津波警報等の情報が迅速かつ確実に伝達される。

町は、可能な限り多数の情報伝達手段を確保し迅速な伝達を図るとともに、町民に対しては迅速な避難行動を促すために、あらかじめ避難場所を設定し、その周知を図る。

また、観光客、釣り等のレジャー客、水産事業者及び漁港内従事者等に対し、津波予報及び避難指示情報伝達体制を確立する。

(2) 伝達手段の確保

町は、町民等に対する津波警報等の伝達手段として、IP 告知端末機、屋外拡声器、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段の整備に努める。また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

(3) 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(4) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に参加するほか、独自に訓練を企画し実施する。

(5) 町が行う訓練

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動等により、津波に対する防災意識の高揚に努めるとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり、要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的訓練の実施に努める。

(6) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童、生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練の実施に努める。

第6 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

1 一般住民に対し、周知を図る事項

第1節「町民の心得」第8津波に対する心得に準ずる。

2 船舶関係者に対し、周知を図る事項

第1節「町民の心得」第8津波に対する心得に準ずる。

3 漁業地域において、周知を図る事項

- (ア) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の緊急避難場所に避難する。
- (イ) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (ウ) 避難判断は、独自の判断では行わず、津波警報、津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第11節 火災予防計画

第1 目的

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など、火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備を図る。

第2 基本方針

地震による火災の発生を未然に予防し、又は火災による被害の拡大を防止するため、防火思想の普及啓発に努め、防火対象物等に対する予防措置を講ずるとともに、消防力の強化に努め、町民の生命、財産を保護し、火災による被害を軽減する。

第3 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町（北後志消防組合）は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、北後志消防組合の火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第4 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町（北後志消防組合）は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

1 一般家庭

一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。

2 自主防災組織等の設置

防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。

3 消防用設備等の設置

町役場庁舎、文化センター等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第5 予防査察の強化指導

町（北後志消防組合）は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

1 立入検査の実施

消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。

2 指導の強化

消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第6 消防力の整備

町（北後志消防組合）は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実に努める。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第7 消防計画の整備強化

1 消防計画の作成

町は、その参画する北後志消防組合の消防計画について、防火活動の万全を期するため、次の事項に重点を置き、整備強化に努める。

- ① 消防力等の整備
- ② 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ③ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- ④ 査察その他の予防指導
- ⑤ その他火災を予防するための措置

第12節 危険物等災害予防計画

第1 目的

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する事項を定め、危険物等の対策について総合的な推進を図る。

第2 基本方針

地震による火災の発生防止と被害の軽減に向け、危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等）取扱い施設現況を把握し、消防法令及び関係法令等の法令に基づき安全確保対策を推進するとともに、遵法の徹底に努める。

第3 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、北海道及び関係機関は、事業所等に対し次の事項についての指導に努める。

- ① 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- ② 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- ③ 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- ④ 事業所等における自主保安体制の確立強化
- ⑤ 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- ⑥ 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- ⑦ 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

第4 危険物保安対策

1 許可の取消等の措置命令

町（消防機関）は、消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

2 自主保安体制確立を図るための指導

町（消防機関）は、事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

第5 火薬類保安対策

町（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第6 高圧ガス保安対策

町（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第7 毒物・劇物災害対策

町（消防機関）は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第8 放射性物質災害対策

町（消防機関）は、火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第13節 建築物等災害予防計画

第1 目的

地震発生時に建築物等を防御し、町民の生命及び身体、生活を守るための事項を定め、建築物の耐震化等、地震対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

町は、防災関係機関と協力し、耐震診断・耐震補強の促進支援策の充実に努める。

第3 建築物の防災対策

1 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など町の防災を図るため、必要な施策の推進に努める。

2 木造建築物の防火対策の推進

町及び北海道は、町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進に努める。

3 既存建築物の耐震化の促進

(1) 耐震診断及び耐震改修の促進

町及び北海道は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

そのため、耐震改修推進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備に努める。

また、地震・津波ハザードマップや、普及パンフレットの作成に努め、所有者等への普及啓発を図る。さらに、耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努める。

(2) 指導、助言、指示等の強化

町及び北海道は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施する。

また、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化の推進に努める。

4 ブロック塀等の倒壊防止

町及び北海道は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては、点検、補強の指導を行う。

また、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導に努める。

5 窓ガラス等の落下物対策

町及び北海道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導に努める。

6 被災建築物の安全対策

町及び北海道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努める。

第4 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び北海道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進に努める。

第14節 土砂災害の予防計画

一般対策編 第5章第14節「土砂災害予防計画」を準用する。

第15節 液状化災害予防計画

第1 目的

地震発生に起因する地盤の液状化による災害を予防するための事項を定め、液状化災害対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

液状化を起こしやすい場所においては、締固め、置換、固結等の地盤改良による液状化被害の低減に努める。

第3 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。

北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されており、釧路沖地震(1993年)、北海道南西沖地震(1993年)、北海道東方沖地震(1994年)においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。最近では、十勝沖地震(2003年)において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

第4 液状化対策の推進

町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限にくい止めるため、公共事業等の実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

第5 液状化対策の研究成果の活用

町は及び防災関係機関は、大学や各種研究機関が実施する液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策について検討を行う。

第6 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下の対策が考えられる。

- ① 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ② 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- ③ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

第7 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第16節 積雪・寒冷対策計画

一般対策編 第5章第15節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17節 業務継続計画の策定

第1 目的

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定に努める。

第2 基本方針

業務継続計画（B C P）とは、災害発生時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源にがある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定する。

第3 業務継続計画（B C P）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努める。

また、事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努める。

第4 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町及び道は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第18節 複合災害に関する計画

一般対策編 第5章第16節「複合災害に関する計画」を準用する。

第19節 集落の孤立対策計画

一般対策編 第5章第17節「集落の孤立対策計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1節 応急活動体制

以下に定める事項のほか必要な措置については、一般対策編 第4章第1節「組織計画」を準用する。

第1 目的

地震・津波災害に対処する応急活動に関する実施事項を定め、応急活動体制の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、北海道の災害対策現地合同本部が設置された場合、道本部等との連携を図る。

第3 管理職会議

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部に円滑に移行できる組織として、管理職会議を設置し、災害応急対策を実施する。

- ① 町内に震度4から5強の地震が発生したとき
- ② 本町沿岸に「津波注意報」が発表されたとき
- ③ 本町に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

第4 災害対策本部

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に該当し必要と認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

- ① 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。
- ② 本町沿岸に「津波警報」「大津波警報」が発表されたとき。
- ③ 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

第5 町職員の動員配備

1 非常配備に関する基準

(1) 非常配備体制

町は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策を迅速、かつ強力に推進を図るため、非常配備の体制をとる。

(2) 配備決定の責任者

非常配備の種別・配備時期・配備体制等の基準は、次のとおりとし、配備は震度階及び津波規模により自動決定とするほか、町長が決定する。

■ 配備の基準

体制	配備時期	配備体制	組織
第1非常配備	1 町内に震度4の地震が発生したとき。 2 本町沿岸に津波注意報が発表されたとき。	1 関係課職員の少数人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とすること。 2 第2非常配備に移行し得る体制とすること。	
第2非常配備	1 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 2 本町沿岸に「津波」の津波警報が発表されたとき。 3 町内に地震・津波被害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき 4 町長が指示したとき。	関係課職員は、必要な応急対策を円滑に行える体制とともに、被害の状況によりそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。	管理職会議
第3非常配備	1 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 本町沿岸に「大津波警報」が発表されたとき。 3 町内に大規模な地震・津波被害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき。 4 町長が指示したとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急・復旧活動ができる体制とする。	災害対策本部

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

第2節 地震、津波情報の伝達計画

第1 目的

地震災害発生後における津波の襲来等を考慮した迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段の確保を図る。

第2 基本方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び町民との間における気象等に関する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実に行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を講ずる。

第3 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通して町民に提供する。なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く町民等へ緊急地震速報の提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALE RT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報をIP告知端末機、屋外拡声機等により、町民等への伝達に努めるものとする。

第4 津波警報等の種類及び内容

1 津波警報等の種類

(1) 大津波警報及び津波警報

津波予報区において津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

(2) 津波注意報

津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

(3) 津波予報

津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(1) 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難が必要。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難が必要。

- (注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除が行われる。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除が行われる場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報

■ 津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入つての作業や釣り、海水浴などに際しては充分な留意が必要である旨を発表。

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

■ 地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を附加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

第5 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

1 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

■ 震度の発表に用いる地域

1 緊急地震速報で用いる区域等の名称



■ 津波予報区



第6 地震動警報の伝達

地震動警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

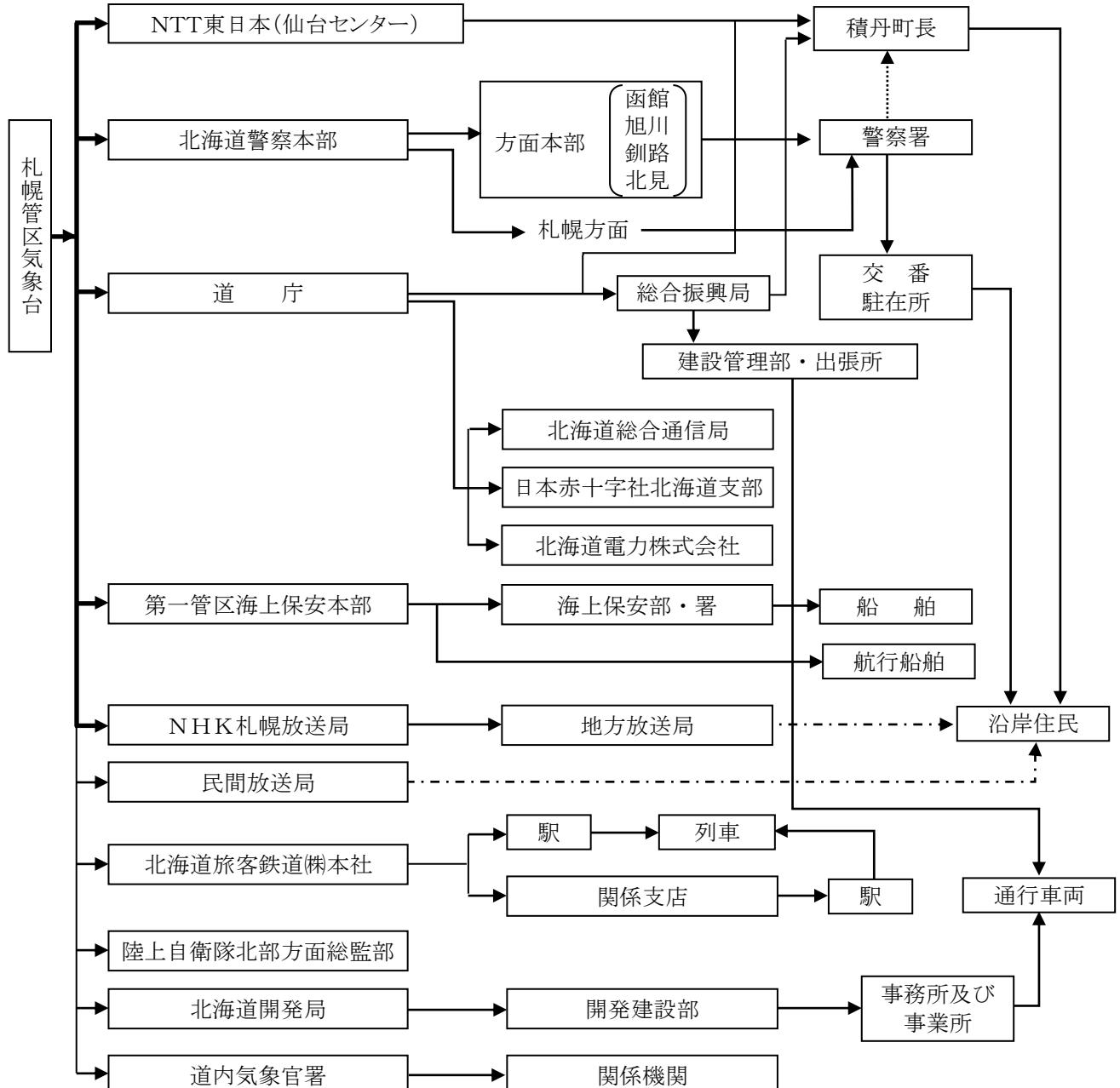
■ 伝達系統図



第7 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

■ 伝達系統図



- (注)
- 1 対策通報の町に対する通知（道庁→総合振興局→町）
 - 2 NTT東日本（仙台センター）には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
 - 3 法定伝達は太線、その他は細線。

第8 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。また、通報を受けた町長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

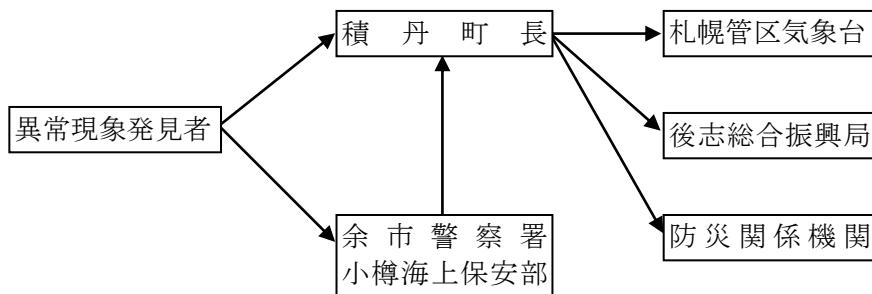
1 異常気象

- (1) 地震に関する事項：頻発地震、異常音響及び地変
- (2) 水象に関する事項：異常潮位又は異常波浪

2 通報系統図

異常現象を発見した場合の通報系統図は、次のとおりとする。

■ 通報系統図



3 町長の通報

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報する。

■ 気象官署

あて先官署名	電話番号
札幌管区気象台 札幌市中央区北2条西18丁目2	札幌 (011) 611-2533 611-0170 611-6124 611-6125

第3節 災害情報収集・伝達計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、一般対策編第6章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用する。

第1 災害情報等の収集、連絡

1 災害等の通報内容及び通報の時期

(1) 町の通報

町は、震度4以上を記録した場合、被害状況を道危機対策局に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

(2) 被害状況報告

地震・津波災害が発生した場合、町長は、資料編資料5-1「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告する。

第4節 災害広報・情報提供計画

一般対策編 第6章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5節 避難対策計画

以下に定める事項のほか必要な措置については、一般対策編 第6章第4節「避難対策計画」を準用する。

第1 避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山（がけ）崩れ、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

(1) 津波による避難

津波警報など津波の発生予報が発せられた場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、必要と認める沿岸地域の居住者、滞在者その他の者に対し、直ちに高台等の安全な場所へ避難するため、避難の勧告・指示を行う。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じて最寄りの高い建物などに緊急避難するよう指示する。

なお、避難の勧告・指示は、テレビ、ラジオ、IP告知端末機、屋外拡声機、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

2 避難誘導

(ア) 避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(イ) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第6節 救助救出計画

一般対策編 第6章第10節「救助救出計画」を準用する。

第7節 地震火災等対策計画

第1 目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により、極めて大きな被害となることが予想されるため、地震火災等対策に関する事項を定め、地震火災等対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があり、火災による被害を最小限に食い止めるとともに、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動をも視野に入れた地震火災対策を講ずる。

第3 消防活動体制の整備

町（消防機関）は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、あらかじめ充分に検討を行い、体制の整備を行う。

第4 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町（消防機関）は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- ① 住宅密集地域の火災危険区域
- ② がけ崩れ、崩壊危険箇所（資料編「地すべり・がけ崩れ等危険区域」参照）
- ③ 津波等による浸水危険区域（資料編「高波・高潮・津波等危険区域」参照）
- ④ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第5 相互応援協力の推進

町（消防機関）は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- ① 消防相互応援
- ② 広域航空消防応援
- ③ 緊急消防援助隊による応援

第6 地震火災対策計画の作成

町（消防機関）は、大地震時における火災防御活動及び町民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画の作成に努める。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の

招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民、特に高齢者、障がい者等の要配慮者の救護方法については、事前に検討を行う。

4 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を充分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8節 津波災害応急対策計画

第1 目的

大規模地震の発生に伴う津波災害の応急対策に関する事項を定め、津波災害応急対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

津波予報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合には、迅速かつ的確な情報の伝達と、早急な避難誘導体制のもとで、津波災害応急対策を講ずる。

第3 津波警戒体制の確立

町は、札幌管区気象台の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

また、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

「津波警報」又は「大津波警報」の発表時は、次により対応する。

第4 町民等の避難・安全の確保

津波警報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台等に緊急避難するよう伝達する。

第9節 災害警備計画

一般対策編 第6章第13節「災害警備計画」を準用する。

第10節 交通応急対策計画

一般対策編 第6章第14節「交通応急対策計画」を準用する。

第11節 輸送計画

一般対策編 第6章第15節「輸送計画」を準用する。

第12節 ヘリコプター活用計画

一般対策編 第6章第9節「ヘリコプター活用計画」を準用する。

第13節 食料供給計画

一般対策編 第6章第16節「食料供給計画」を準用する。

第14節 給水計画

一般対策編 第6章第17節「給水計画」を準用する。

第15節 衣料、生活必需物資供給計画

一般対策編 第6章第18節「衣料、生活必需物資供給計画」を準用する。

第16節 生活関連施設対策計画

第1 目的

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災した場合の対策に関する事項を定め、生活関連施設対策の総合的な推進を図る。

第2 基本方針

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、本計画では、各ライフライン事業者等が大規模地震発生時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧を図る。

なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第2 上水道

一般対策編 第6章第21節「上下水道施設対策計画」第3「上水道」を準用する。

第3 下水道

一般対策編 第6章第21節「上下水道施設対策計画」第4「下水道」を準用する。

第4 電気

一般対策編 第6章第19節「電力施設災害応急計画」を準用する。

第5 ガス

一般対策編 第6章第20節「ガス施設災害応急計画」を準用する。

第6 通信

1 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道支店、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ北海道等の電気通信事業者は、地震災害発生時の通信の確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずる。

2 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害のあった場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど町民の不安解消に努める。

第7 放送

NHKなど放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えなことのないよう対策を講じる。

第 17 節 医療救護計画

一般対策編 第6章第11節「医療救護計画」を準用する。

第 18 節 防疫計画

一般対策編 第6章第12節「防疫計画」を準用する。

第 19 節 飼養動物対策計画

一般対策編 第6章第28節「飼養動物対策計画」を準用する。

第 20 節 文教対策計画

一般対策編 第6章第26節「文教対策計画」を準用する。

第 21 節 住宅対策計画

一般対策編 第6章第24節「住宅対策計画」を準用する。

第 22 節 被災建築物安全対策計画

第 1 目的

被災建築物による二次災害を防止するため、被災建築物等の安全対策に関する事項を定め、被災建築物安全対策の総合的な推進を図る。

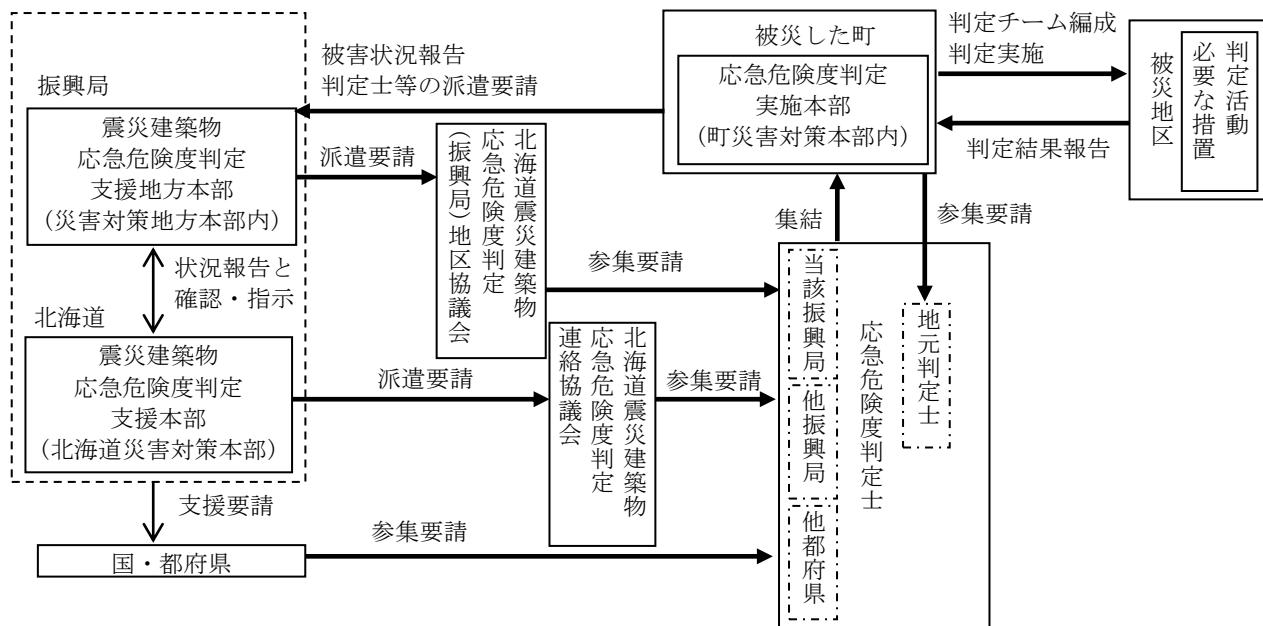
第 2 基本方針

地震災害により、被災した建築物等の当面の使用の可否を判定する応急危険度判定を実施し、二次災害の軽減・防止対策を講ずる。

第 3 応急危険度判定の活動体制

町及び北海道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱（資料編参照）」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。判定活動の体制は、次のとおりとする。

■ 応急危険度判定の活動体制



第 4 応急危険度判定の基本的事項

1 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

2 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

3 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

4 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

5 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第5 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、町は、道と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

第 23 節 被災宅地安全対策計画

一般対策編 第6章第23節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第 24 節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

一般対策編 第6章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第 25 節 障害物除去計画

一般対策編 第6章第25節「障害物除去計画」を準用する。

第 26 節 広域応援・受援計画

一般対策編 第6章第8節「広域応援・受援計画」を準用する。

第 27 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

一般対策編 第6章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第 28 節 防災ボランティアとの連携計画

一般対策編 第6章第31節「防災ボランティアとの連携計画」を準用する。

第 29 節 集落の孤立対策計画

一般対策編 第6章第31節「集落の孤立対策計画」を準用する。

第 30 節 救助法の適用と実施

一般対策編 第6章第34節「救助法の適用と実施」を準用する。

第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険の制度の普及に努めるほか必要な措置については、一般対策編第10章「災害復旧・被災者援護計画」を準用する。